

三戸町お試し暮らし住宅設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移住やサテライトオフィスの進出若しくは町内で起業を希望又は検討している者に対して、一定期間、三戸町（以下「町」という。）での生活体験をできる場を提供するため、町が三戸町お試し暮らし住宅（以下「住宅」という。）を設置することにより、移住促進及び産業振興に寄与し、町の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町への移住やサテライトオフィスの進出又は町内で起業を希望若しくは検討する者のうち、まちづくり推進課移住担当窓口（以下「担当窓口」という。）を通じて移住しようとする者をいう。ただし、転勤又は婚姻による転入者及び就業未経験者を除く。
- (2) お試し暮らし住宅 日常生活とパソコン等の作業に必要な什器とインターネット通信環境を備え、手軽に生活体験できる住宅をいう。

(住宅)

第3条 住宅の名称、所在地、構造・規格及び面積は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	所在地	構造・規格	面積
お試しハウスU	三戸町大字梅内字松原 16 番地 10	木造 2 階 3 L D K	159.93 m ²
お試しハウスH	三戸町大字川守田字橋ノ下 33 番地 5	木造平屋 3 L D K	116.76 m ²

(使用申請)

第4条 住宅の使用を希望する移住希望者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ担当窓口に予約しなければならない。

- 2 使用者は、住宅を使用する際、三戸町お試し暮らし住宅使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を使用開始日の10日前までに町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可)

第5条 町長は、申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、使用者に三戸町お試し暮らし住宅使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

- 2 町長は、前項の交付をする場合において、住宅の管理上必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第6条 住宅の使用期間は、1週間以上1か月以内の期間のうち、許可書に定める期間とする。ただし、12月27日から1月5日までの期間を除く。

- 2 前項の規定は、町長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(使用料)

第7条 住宅の使用料は無料とする。ただし、飲食費、寝具、日常生活に係る消耗品及び

交通費等は、使用者の負担とする。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。
- (2) 火気の取り扱い及び水道凍結に十分に注意するとともに、備え付けの物品、什器類等を適切に取り扱うこと。
- (3) 住宅周辺の除草及び除雪を適宜行い、住宅を適正に管理するとともに、周辺環境の整備をすること。
- (4) ごみは、町の定めに基づき適切に排出すること。
- (5) 住宅の明渡し時までには清掃を行い、住宅を原状に復し、住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他住宅の使用に関し町長が認める事項
(制限される行為)

第9条 使用者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為
- (2) 興行
- (3) 展示会その他これに類する催しの開催
- (4) 文書、図書その他印刷物の貼付又は配布
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為
- (6) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為
- (7) 住宅の全部又は一部の転貸又は権利の譲渡
- (8) 反社会勢力の出入り又はこれに準ずる行為
- (9) 増築、改築、移転、改造、模様替え又は敷地内における工作物の設置その他これに類する行為
- (10) 政治活動
- (11) 住宅内での動物等の飼育をする行為
- (12) その他住宅の使用にふさわしくない行為
(許可の取消)

第10条 町長は、使用者に前2条の規定に違反する行為があると認めるとき、又は、正当な理由なく住宅を使用しないときは、許可を取り消すことができる。

2 使用者は、都合により住宅の使用を中止するときは、町長に通知しなければならない。

(許可の消滅)

第11条 天災、地変、火災その他町使用者双方の責めに帰さない事由により住宅が滅失した場合は、許可は消滅する。

(明渡し)

第12条 使用者は、使用期間が終了する日までに住宅を明け渡さなければならない。ただし、第10条の許可の取り消しがあった場合は、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 使用者は、前項前段の明渡し又は使用期間満了前に明渡しをするときは、明け渡し日時を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定に基づき使用者が行う原状回復の内容及び方法について使用者と協議するものとする。

(立入り)

第13条 町長は、住宅の防火、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、あらかじめ使用者の承諾を得て、住宅内に立ち入ることができる。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

3 町長は、火災による延焼を防止する必要があるときその他緊急の必要があるときは、あらかじめ使用者の承諾を得ることがなく、住宅に立ち入ることができる。この場合において、町長は使用者の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を使用者に通知しなければならない。

(損害賠償等)

第14条 使用者は、故意又は過失により住宅、設備、物品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 使用者は、前項に規定する損害が発生したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第15条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町長はその責任を負わないものとする。

(目的外の使用)

第16条 次の各号に掲げる事由により町長が必要と認めた場合は、この要綱の規定にかかわらず、住宅を使用させることができるものとする。

(1) 町が主催、後援する交流人口及び関係人口の拡大を目的とした事業で一定期間使用する場合

(2) 町が主催、後援する観光、イベントなどを目的とした事業で一定期間使用する場合

(3) 町が主催、後援又は連携協力して行う各種行事、視察及び調査等のために一定期間使用する場合

(4) その使用の目的が町の発展、活性化に寄与すると認められる場合

(5) その他町長が必要と認める場合

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。